

○名寄地区衛生施設事務組合職員福利厚生会規約

(昭和48年4月1日)

改正	昭和53年4月1日	昭和54年7月6日
	昭和54年10月1日	昭和55年4月1日
	昭和58年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	令和2年6月1日
	令和5年7月21日	

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名寄地区衛生施設事務組合職員福利厚生会という。

(事務所の位置)

第2条 本会の事務所を炭化センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の福利厚生を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 吉凶慶弔に対する金品の贈呈事業
- (2) 文化、健康体育及び教養事業
- (3) その他必要と認める事業

第2章 組織

(構成)

第5条 本会は、名寄地区衛生施設事務組合職員（施設維持管理員、施設維持管理員(旧嘱託)、事務補助員を含む）をもって構成する。

(加入、脱退)

第6条 本会の会員は、名寄地区衛生施設事務組合に就職した時をもって会員となる。

2 会員は、次の場合には、その資格を失う。

- (1) 退職したとき
- (2) 死亡したとき

第3章 機関

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって会員全員をもって構成する。

2 総会は、毎年5月に招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上より招集の理由を示して要求のあったときは、臨時に招集することができる。

(総会に附すべき事項)

第9条 次の各号に掲げる事項は、総会に附さなければならない。

- (1) 規約、規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 予算及び事業計画に関する事項
- (3) 決算及び事業報告に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項
(総会の成立)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、同一事件について再度招集しても過半数に達しないときは、出席会員の承認を得て開会し、及び議決することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、総会に出席した会員の中からその都度選出する。

(議事)

第12条 議事はすべて出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会議には会議録を作成し、議長及び議長の指名する出席会員2人以上の署名をしなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が随時招集する。
- 3 役員会は、本会の執行機関であって総会の議決事項を執行する。

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 5人(うち、会計1人)
- (4) 監事 2人

- 2 役員は、総会において選出する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を助け、会長に事故があったときは、会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の指定する会務を分担する。
- 4 監事は、本会の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 削除
- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第17条 本会に必要な応じ、顧問を置くことができる。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置き、会計がこれに当たる。

第4章 会計

(会費)

第19条 本会の経費は、会費、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、給料等月額 1,000分の4を会費として毎月納入しなければならない。

3 会員が本会を脱退しても会費は返還しない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監査)

第21条 監査は、毎年1回以上行い、会計監査は、その結果を総会に報告しなければならない。

(会長委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (昭和48年4月1日)

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日)

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年7月6日)

この規約は、昭和54年7月6日から施行する。

附 則 (昭和54年10月1日)

この規約は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月1日)

この規約は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年7月21日)

この規約は、令和5年7月21日から施行する。

